

(公告第 55 号)  
令和 7 年 8 月 27 日

ロートグループ健康保険組合  
組合員 各位

ロートグループ健康保険組合  
理事長 田中 祐之

規約の改定について

令和 7 年 8 月 5 日に開催の組合会において規約の一部変更について承認され、厚生労働省の認可が下りましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき公告します。

改正後	改正前
第 2 7 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u>	第 2 7 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

附則

この規約は、次期総選挙から施行する。